

# 経 済 産 業 省

輸出注意事項 24 第 39 号  
平成 24・06・27 貿局第 6 号

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成 24 年 7 月 19 日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等についての一部を改正する通達

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成 24 年 4 月 2 日付け貿局第 1 号・輸出注意事項 24 第 18 号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け貿局第1号・輸出注意事項24第18号）

改 正 後				現 行			
(略) 記 I～V (略) 別表1				(略) 記 I～V (略) 別表1 貨物、仕向地及び提出書類			
貨物	仕向地	提出書類	申請窓口	貨物	仕向地	提出書類	申請窓口
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物（ただし、告示で定める貨物及び輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ハ又はホのいずれかに該当するものを除く。）	(略)	(略)	経済産業局（※1）	輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物（ただし、告示で定める貨物及び輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ハ又はホのいずれかに該当するものを除く。）	(略)	(略)	経済産業局（※1、 <u>※2</u> ）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
※1 (略) <u>(削る)</u>  <u>(削る)</u>				※1 (略) <u>※2 暗号特例告示（※3）で定める貨物（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を輸出しようとする場合であって、輸出令第4条第1項第三号イ、ロ又はニのいずれかに該当するものの許可申請については、本省（安全保障貿易審査課）を窓口とする。</u> <u>※3 ※2の「暗号特例告示」とは、輸出貿易管理令第4条第1項第六号の規定に基づき、貨物の仕様及び市場における販売の態様</u>			

(注1)～(注4) (略)

別表2・別表2の付表 (略)

別表3 国及び地域区分の対照表

地域名 国・地域名	い地 域①	い地 域②	ろ地 域	は地 域①	は地 域②	に地 域①	に地 域②	ほ地 域	へ地 域	と地 域①	と地 域②	ち地 域
(略)												
ブルガリア	<u>○</u>									○		
(略)												

別表4・別表5 (略)

別記1～別記5 (略)

様式1～様式22 (略)

からみて特にその輸出取引の内容を考慮する必要がないものとして経済産業大臣が告示で定める貨物（平成22年経済産業省告示第44号）を指す。

(注1)～(注4) (略)

別表2・別表2の付表 (略)

別表3 国及び地域区分の対照表

地域名 国・地域名	い地 域①	い地 域②	ろ地 域	は地 域①	は地 域②	に地 域①	に地 域②	ほ地 域	へ地 域	と地 域①	と地 域②	ち地 域
(略)												
ブルガリア		<u>○</u>		<u>○</u>				<u>○</u>		○	<u>○</u>	
(略)												

別表4・別表5 (略)

別記1～別記5 (略)

様式1～様式22 (略)